

措置の対象となる者

環境上の理由

<健康状態>

- 治療を要する病態でないこと。なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。

<環境の状況>

- 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

経済的理由

- 本人の属する世帯が生活保護を受けている、市町村民税の所得割を課されていない、災害その他の事情により当該生活の状態が困窮していると認められること。

養護老人ホームの入所者像（一部）

出典：地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム活用ハンドブック（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

独居の高齢者	要支援者（要支援認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	